

このカウンターで特許を取れるか（携帯用浄水ボトル）

株式会社ハルミズ様 ご相談の対象：携帯用浄水ボトルのキャップに付ける、開けた回数を数えてフィルター交換時期を示すカウンター（電池なし）

貴社の状況：創業2年目のD2Cブランドです。11月の展示会が初めてのお披露目で、デザインを売りにしています。年内に投資家との面談も予定しています。

2026年9月5日にいただいたご相談について、調べた結果と当所の結論をまとめました（2026年9月26日時点）。

※本資料は月額サービス「特許マンの知財担当」の見本です（株式会社ハルミズと製品は架空／他社の特許・商標・意匠の記載は実在）。

今の形では特許は取りにくい

期限

2026年11月15日に貴社は展示会で試作品を公開します。公開したあとでも出願はできますが、決められた手続が必要になり、その間に他社に出願される可能性もあります。

根拠

貴社のカウンターは、キャップを開けた回数を数えています。いちばん近い2003年の米国特許も、同じくキャップを開けた回数を数え、その回数でフィルターの交換時期を知らせます。ここまで一致します。

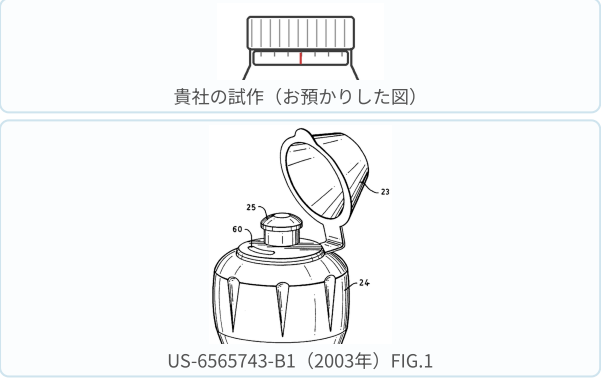
対応

数えるものを「キャップを開けた回数」から「飲んだ回数」に変えることです。この数え方は、その米国特許には書かれていません。ただし、吸入器には、吸うと開く弁と、吸った回数を機械で数えるカウンターの両方を備えたものがあります（当所の検索で7件）。これをボトルに用いることは容易に思いつく（進歩性がない）と判断される可能性は残ります。

1. 何を調べて、何と比べたか

いちばん近いもの US-6565743-B1（2003年）（下の図）

調べた範囲 日本の特許と実用新案の公報、米国特許の明細書と請求項の原文、各国の特許公報、論文、各社の市販品のページを調べました。延べ183件を見て絞り込み、近い14件は原文まで読みました。



下の表は、貴社の案の6つの特徴が、いちばん近いUS-6565743-B1（2003年）に書かれているかどうかを示したものです（○＝記載あり X＝記載なし）。6つの特徴の組合せが1件の文献に書かれていれば、特許は取れません（特許法29条1項）。書かれていない特徴があっても、それが容易に思いつけるものなら取れません（同条2項）。Xの行が分かれ目です。いちばん右の列には、US-6565743-B1（2003年）のどこに何と書かれているかを示しました（記載がない行は「記載なし」です）。原文のままの引用は別紙にあります。

1	キャップを開けた回数を数える	○	請求項1：キャップを容器に取り付けた回数を示す（明細書：締めるたびに1つ進む）
2	数えた結果を見せる	○	明細書（第2実施形態）：キャップ上面の針が、締めた回数を指す（貴社の目盛りと同じで、どちらも数字ではありません）
3	電池を使わず、しなる突起で1つずつ送る	○	請求項1：キャップを回すと、しなる突起がもう一方の突起を1つずつ越える
4	持ち歩くボトルのキャップに付く	○	請求項1：持ち運べる浄水の容器と、取り外せるキャップ（左の図）
5	着脱できるフィルターを備える	○	請求項1と明細書：フィルターを丸ごと外して、新しいものに替える
6	吸うときだけ開く弁を備える	X	（記載なし）

6をXとした根拠：この特許の実施例の飲み口は、押し下げると閉じ、引き上げると開く構造で、吸う力で開く弁の記載はありません。ただしこの特許は、飲み口に「さまざまな標準的な構造を使ってよい」と書いています。吸って開く弁の開示にはなりませんが、飲み口を別の方式に替えることの示唆として、進歩性の判断では不利に働きます。

2. 見つかったもの（貴社の案とどこが近いか）

特許の番号	権利者・出願人	どこが近いか・いま権利が生きているか
US-6565743-B1	Kimberly-Clark Worldwide, Inc.	貴社の案の6つの特徴のうち1～5が書かれています。この特許は2020年8月31日に消滅しています。
US-6033557-A	Gebhard, Albert W. / Parker, Robert M.（個人・2000年公開）	キャップをねじ込むたびに、爪で円板を歯1つ分回し、キャップの溝から見える目印でフィルターの残りの寿命を示す仕組みです。貴社の案の6つの特徴のうち1・2・3・5が書かれ、明細書には小さい飲料ボトルに使う例もあります。弁は、逆さにしたボトルから水を流すためのもので、吸うときだけ開く弁は書かれていません。この特許は2012年3月に消滅しています。
WO02054903A1	SIGG SWITZERLAND AG（スイス・2002年公開）	飲み口の弁についての出願です。噛むと開く方式で、貴社の「吸うときだけ開く弁」とは別の仕組みです。当所が調べた範囲では、この出願は日本には出されておらず、日本の権利にはなっていません。

貴社の案に近いものは5件です。近い順に3件を載せました。残り2件は別紙にあります。

3. 出願の方針を決める材料（すでにあるものとの違い・守れるところ・事業として守る価値）

いちばん近いものとの違い

記載がないのは「吸うときだけ開く弁」だけです。

この米国特許の飲み口は押し下げると閉じる方式で、貴社の案は吸うときだけ開く点が異なります。ただし、この米国特許は飲み口に標準的な構造ならさまざまなものを使ってよいと書いているため、この違いだけでは進歩性が認められないおそれがあります（特許法29条2項）。また、請求項で弁を単に「飲み口を開け閉めする弁」と書くと、この米国特許の押し下げ式の飲み口も含まれてしまい、違いが無くなります。

どこが特許で守れるか

出願して特許が取れた場合に守れるのは、「飲んだ回数を数える仕組み」です。

飲んだ回数を数えることを請求項に書けば、キャップを開けた回数だけを数えるボトルは、その権利範囲に入りません。また、近い仕組みが吸入器にあるため、請求項は、弁とカウンターをつなぎ方などの具体的な構造まで絞ることになる見込みです。

発明を特許で守る価値はあるか

あります。差別化になるのは、飲んだ回数を数える形です。

開け閉めの回数で数える形は、2003年の米国特許が切れていて、大手が同じものを付けても特許で防げません。飲んだ回数を数えれば、キャップを開けただけで飲まなかったときは数えないので、フィルターに水が通った分だけで交換時期を知らせられます。電池を使わずにこう数えるボトルは、当所が確かめた範囲に見当たりません。特許が取れば、『電池なしで飲んだ回数を数えるカウンター』を貴社だけの差別化の要素にでき、大手も同じ形をまねしにくくなります。

4. 決めること・すること

貴社が決めること

出願の方針を、次の3つから1つお選びください。

- ①今の形での出願
- ②飲んだ回数を数える形での出願
- ③出願の見送り。

展示会で公開したあとでも、公開から1年以内に出願し、出願と同時に書面を、出願から30日以内に証明書を提出すれば、公開しなかったものとして扱われます（特許法30条2項・3項）。この扱いは日本の制度で、欧州や中国では、公開より前にした出願を基礎に優先権を主張しない限り、展示会で公開した発明は原則として特許を受けられません。また、この扱いは貴社の行為によって公開された場合にしか働かないため、その間に他社が同じ内容を出願したり公表したりすると、貴社は特許を受けられないことがあります（特許法29条1項・29条の2・39条1項）。当所は、展示会より前に出願することをお勧めします。

貴社がすること

10月20日までに ①～③のどれにするかをご回答ください。

10月20日までに カウンターの断面が分かる図を1枚ご提供ください（①か②をお選びの場合）。

当所がすること

11月10日までに ①または②をお選びいただいた場合、当所が出願します（③をお選びの場合は出願しません）。

見直し カウンターの仕組みを変えたときや、展示会の日程が動いたときは、ご希望があれば、この書面を作り直してお渡しします。

Q. 切れた米国の特許が、なぜ日本の出願に影響するのですか

出願より前に公開された技術は、国も古さも問わず、新しさと進歩性の判断に使われます（特許法29条1項・2項）。権利が切れていても、公開された内容は「すでにある技術」です。

<この書面の前提と、言えないこと>

前提 この書面は、貴社が売る製品に、カウンター・フィルター・弁の3つがそろっていることを前提にしています。この前提と違うところがあれば、お知らせください。結論が変わることがあります。

調査記録 調べた条件・件数・原文は、別紙「調査記録」でお渡しします（お手元のAIで中身を確認できるデータも添えます）。

見ていないもの 出願は原則として1年6か月たつまで公開されず、その間は当所でも確認できません。同じ内容の出願がすでにあるかもしれません。この書面では扱っていないこと：他社の特許を侵害しないかどうか（別の資料で扱います）。読んだ深さには差があります（明細書の全文まで／要約まで／題名まで）。どの文献をどこまで読んだかの内訳は、別紙「調査記録」にあります。日本の公報は、いま発行されている4種類（公開特許公報・特許公報・公表特許公報・登録実用新案公報）とも、2026年9月16日の発行分まで調べています。

言えないこと **特許になることを保証するものではありません**（最終的に判断するのは特許庁です）。鑑定書や、特許庁への出願の手続は、別途お見積りいたします。

知育特許事務所 弁理士 米田 恵太 / 日本弁理士会登録番号第16197号